

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 上飯田調整池管理用道路舗装工事
2 施 行 場 所 岐阜県加茂郡八百津町上飯田地内(上飯田調整池)
3 工 期 契約締結の翌日から45日間
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積書等
- 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和7年1月9日 12:00まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- 5)質問書 令和7年12月24日 12:00まで
※質問の回答については、令和7年12月26日までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年1月9日 16:00までとします。
- 7)その他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消はできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 その他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

上飯田調整池管理用道路舗装工事

特記仕様書

令和 7 年 1 月 2 日

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める「土木工事共通仕様書(令和6年4月)」(以下「共通仕様書」という。)及び「土木工事施工管理基準(令和6年4月)」に優先して、上飯田調整池管理用道路舗装工事(以下「本工事」という。)に適用する。

第2節 工事場所等

2-1 工事場所

岐阜県加茂郡八百津町上飯田地内（上飯田調整池）

2-2 工事概要

本工事は、上飯田調整池の管理用道路の舗装に破損等が生じていることから、舗装工事を行うものである。

・管理用道路舗装工 : 1式

2-3 工事数量

本工事の数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第3節 工期等

3-1 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から45日間とする。なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 工事用地等の使用

1. 本工事の工事用地は機構用地である。

2. 工事施工上必要となる用地がある場合には、受注者において確保するものとする。

第5節 建設副産物等

5-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

5-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

5-3 建設副産物

1. 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができます。

建設副産物	搬出先区分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	片道運搬距離	受入費用(税抜)
アスファルト殻	再資源化施設	七宗町川並39-19	土日曜、祝祭日及び工場休業日を除く		約10.7km	2,500円/t

第6節 設計変更等

6-1 ガイドライン等

設計変更等については、共通仕様書第1編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

6-2 追加予定等

施工に伴い生じた作業で、施設の維持管理上必要と監督員が認める作業については、設計変更の対象とする。

第7節 数量の算出

数量の算出には国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用する。

第8節 工事中の安全確保

8-1 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- I. 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
- II. 転落・墜落による人身事故防止
- III. 架空線、埋設管等の損傷事故防止

2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事

内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする。

3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

8-2 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

第2章 本工事

第1節 維持管理工

1-1 管理用道路舗装工

- 1. 路盤工の補足材として、粒度調整碎石M-30、3cmを見込んでいる。
- 2. アスファルト舗装版撤去により発生する建設副産物（AS殻）については、特記仕様書第1章第5節に示すとおり搬出・処分を行うものとする。

— 以 上 —

工 事 数 量 總 括 表

工 事 名 上飯田調整池管理用道路舗装工事

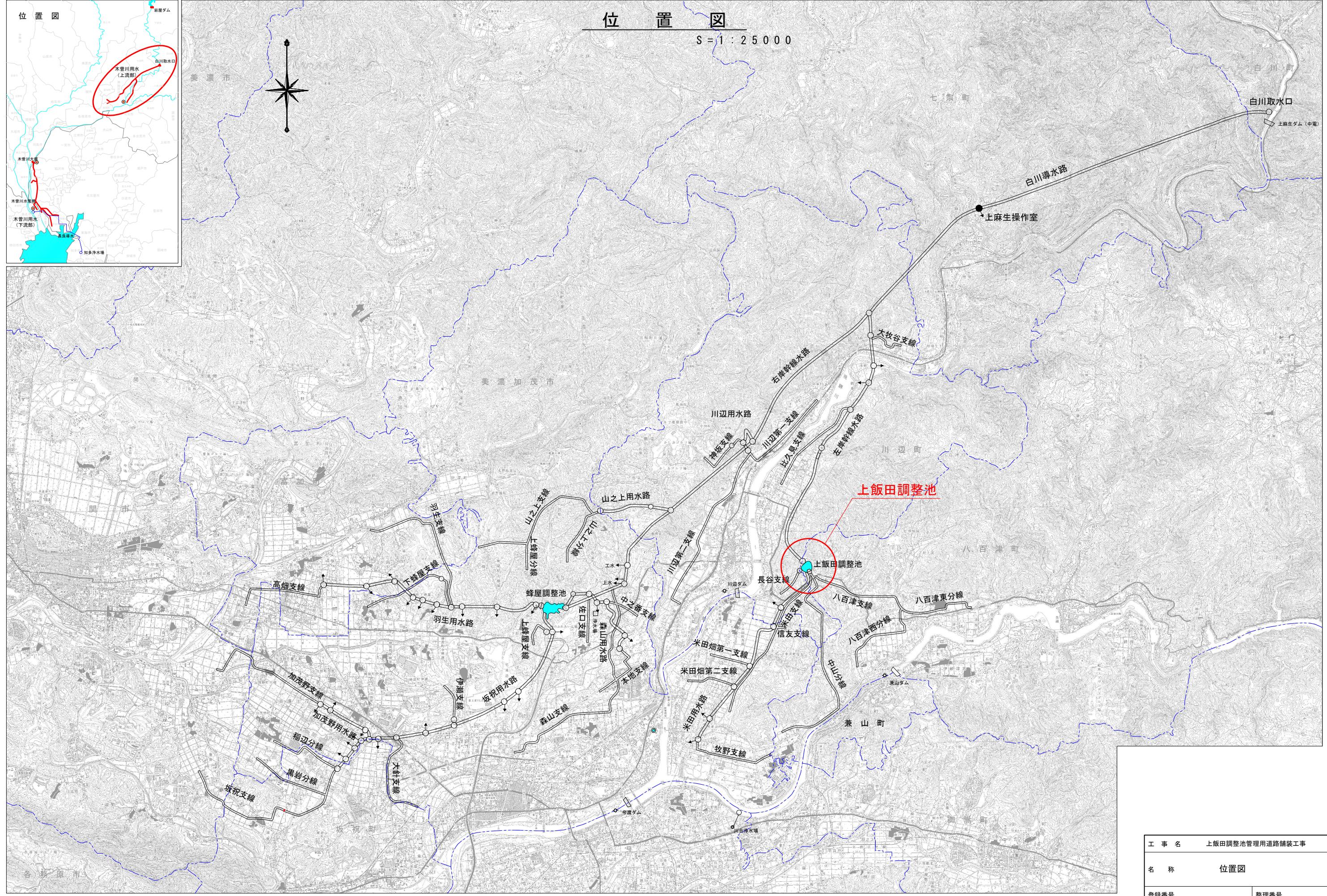
独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

工事数量総括表

工事名	上飯田調整池管理用道路舗装工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
道路維持		式		1			
維持管理工		式		1			
管理用道路整備工		式		1			
アスファルト舗装版切断	t=5cm	m		4			
アスファルト舗装版取壊運搬	t=5cm L=9.3km	m ²		256			
アスファルト殻処分費	七宗町川並39-19	t		29			
不陸整正 管理用道路	補足材 M-30 t=3cm	m ²		271			
アスファルト舗装工 管理用道路	再生密粒度13 t=5cm	m ²		271			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費(率計上)		式		1			

工事数量総括表

工事名	上飯田調整池管理用道路舗装工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

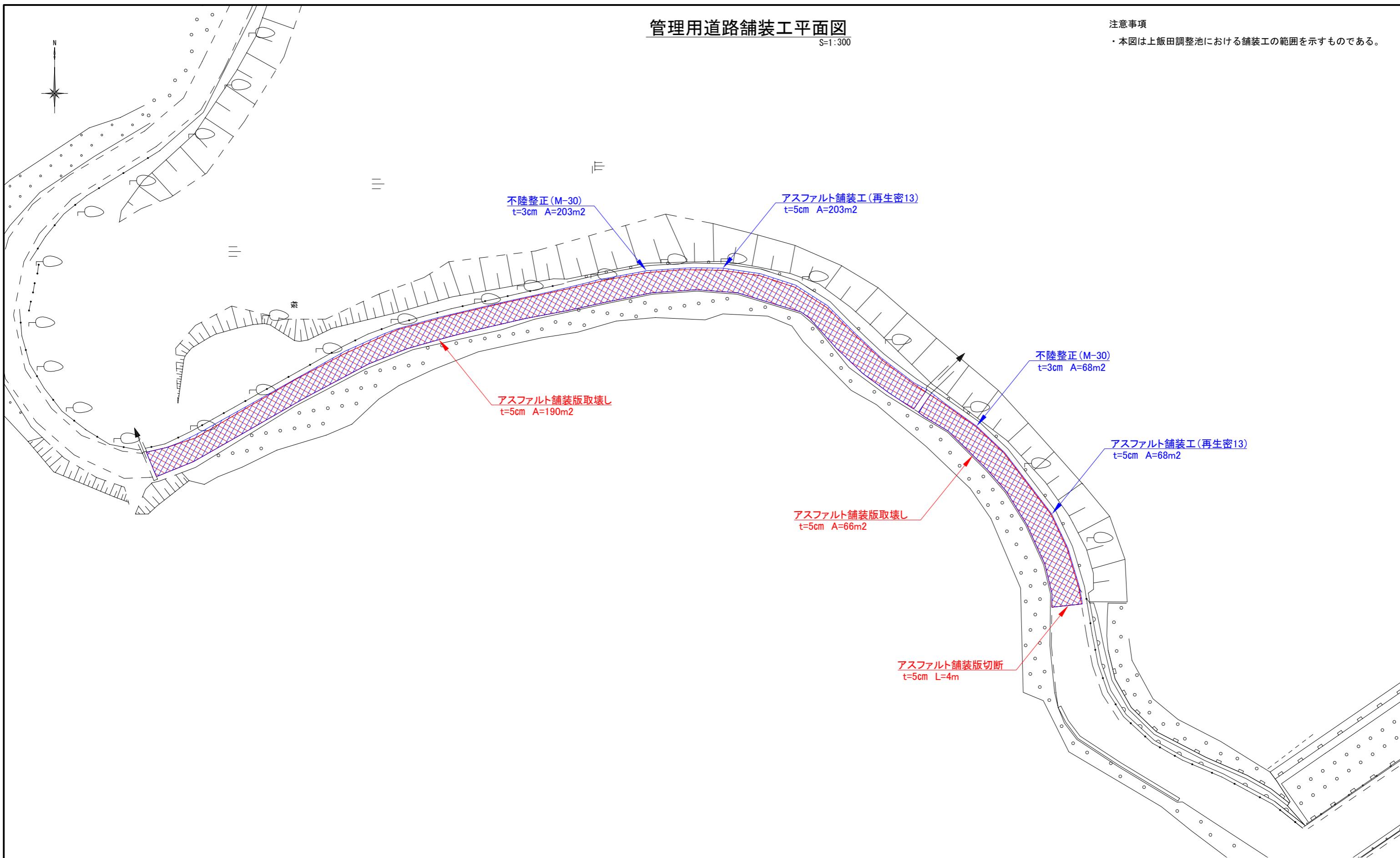


管理用道路舗装工平面図

S=1:300

注意事項

- ・本図は上飯田調整池における舗装工の範囲を示すものである。



工事名	上飯田調整池管理用道路舗装工事	
名称	管理用道路舗装工平面図	
登録番号		
独立行政法人	水資源機構	木曽川中下流用水総合管理所

見 積 参 考 資 料

工 事 名 上飯田調整池管理用道路舗装工事

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

見積参考資料（積算条件）

工事名	上飯田調整池管理用道路舗装工事		
	(当 初)	主たる工種	道路維持工事
間接費名称	積算条件		
	補正項目	条件	
共通仮設費（率計上）	施工地域補正 除雪工事補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 補正無	
現場管理費	施工地域補正 施工時期補正 熱中症補正 緊急工事補正 砂防・地滑り補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 補正しない 補正しない 補正しない 補正しない	
一般管理費等	財団法人等による補正 前払金割合による補正 契約保証に係る補正	補正しない 3.5%を超えるもの・補正しない 発注者が金銭的保証を必要とする場合	
その他	I C T施工補正 週休2日の補正	補正しない 週休2日（閉所）完全週休2日（土日）	

見積参考資料

工事名	上飯田調整池管理用道路舗装工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項			
							名称	単位	数量	
道路維持			式		1					
維持管理工			式		1					
管理用道路整備工			式		1					
アスファルト舗装版切断	t=5cm		m		4		< 1 m当り > 舗装版切断	m	1	
アスファルト舗装版取壊運搬	t=5cm L=9.3km		m2		256		< 10 m2当り > ガソリン レギュラー 舗装版破碎 殻運搬	L m 2 m 3	1 10 0.5	
アスファルト殻処分費	七宗町川並39-19		t		29		< 1 t 当り > アスファルト殻処分費	t	1	
不陸整正 管理用道路	補足材 M-30 t=3 cm		m2		271		< 1 m2当り > 不陸整正	m 2	1	
アスファルト舗装工 管理用道路	再生密粒度13 t=5 cm		m2		271		< 1 m2当り > 表層(車道・路肩部)	m 2	1	
直接工事費			式		1					
共通仮設費			式		1					

見積参考資料

工事名	上飯田調整池管理用道路舗装工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参考事項				
						名称	単位	数量		
共通仮設費（率計上）		式		1						
純工事費		式		1						
現場管理費		式		1						
工事原価		式		1						
一般管理費等		式		1						
工事価格		式		1						
消費税相当額		式		1						
工事費計		式		1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。				

(案)

請　　書

1 件　　名　　上飯田調整池管理用道路舗装工事

2 場　　所　　岐阜県加茂郡八百津町上飯田地内（上飯田調整池）

3 期　　間　　自 令和　年　月　日

至 令和　年　月　日

4 請負代金額　　¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　）

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　年　月　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔一宮〕簡易裁判所又は〔名古屋〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月23日に交付された(件名:上飯田調整池管理用道路舗装工事)
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	(1)	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	(2)	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。